

～ 空き店舗補助金 提出書類チェックシート ～

事前協議

- 事前協議書（第1号様式）
⇒ホームページからダウンロードのうえ、ワードでの作成・印刷をお願いします。（要押印）
- 事業計画書（別紙）
⇒ホームページからダウンロードのうえ、ワードでの作成・印刷をお願いします。
- （改装費申請の場合）改装費のわかる書類の写し
⇒改装工事施行者が発行した工事見積書や工事請負契約書の写しなどを提出してください。
- （賃借料申請の場合）賃借料のわかる書類の写し
⇒不動産会社が発行した物件紹介のチラシや物件情報画面の写し、賃貸借契約書の写しなどを提出してください。

審査・ヒアリング時

- 事業内容のプレゼン用資料
⇒パワーポイントやワード等でまとめたプレゼン用資料を、主に事業内容や収支計画、目的や空き店舗解消することによる街への貢献などを含めて作成してください。
- 当該空き店舗の前契約書の写し
⇒以前入居していた店舗の前契約書の写しを不動産会社から取得してください（個人情報部分は黒塗り可）。直前の契約が「事業用」としての契約であることが確認できない場合は申請できません。（「住居用」等として契約されていた物件は不可。）

交付申請

- 申請書（第2号様式）
- 誓約書（別紙）
- 市税における未納がないことの証明書
⇒市民税課にて取得できます。個人の場合は市民税・軽自動車税・固定資産税、法人の場合は法人市民税・軽自動車税・固定資産税に係る証明書を取得してください。
- 商工会議所が発行した経営指導報告書
⇒毎年1回以上は流山商工会議所の経営指導を受けてください。経営指導報告書は流山商工会議所が作成します。
- （法人の場合）登記簿謄本の写し ※初回申請時のみ
- （個人の場合）開業届の写し ※初回申請時のみ
- 許認可等の免許証の写し ※初回申請時のみ
⇒美容師免許、柔道整復師免許、飲食店営業許可書などを提出してください。
- （改装費申請の場合）工事契約書の写し
- （改装費申請の場合）改装費の支払い証明書の写し
- （改装費申請の場合）改装工事前と改装工事後の写真
- （賃借料申請の場合）賃貸借契約書の写し